

第590回茨城県内水面漁場管理委員会 次第

日時：令和3年10月7日（木）

午後2時から

場所：茨城県三の丸庁舎3階共用会議室A

1 開 会

2 あいさつ

3 出席委員報告

現員 名，出席委員 名，欠席委員 名

4 議事録署名人の選出について

委員 委員

5 議 題

第1号議案 しらすうなぎ特別採捕許可について

第2号議案 令和4年度全国内水面漁場管理委員会連合会中央提案に対する意見について

6 報告事項

(1) 久慈川アユ友釣り教室の結果について

(2) 河川におけるコクチバスの状況について

7 その他

8 閉 会

## うなぎ種苗の特別採捕許可取扱方針

(趣 旨)

第1 茨城県内水面漁業調整規則（令和2年茨城県規則第74号。以下「規則」という。）第41条第1項に規定する試験研究等の採捕許可のうち、国内での増養殖用におけるうなぎ種苗の採捕許可（以下「特採許可」という。）に関しては、規則の規定によるほか、この取扱方針の定めるところによる。

(定 義)

第2 この取扱方針においてうなぎ種苗とは次の表に掲げるものをいう。

種 類	定 義
しらすうなぎ	全長6センチメートル未満のもの
たねうなぎ	全長6センチメートル以上 23センチメートル以下のもの

(適用範囲)

第3 この取扱方針は、内水面に適用する。

(許可の基準)

第4 特採許可は、次の表に掲げる条件を満たす者に対して適用する。

採捕区域	許可の対象者	採捕目的
共同漁業権漁場	漁業協同組合	(1) 河川放流用種苗 (2) 養殖用種苗

(採捕区域)

第5 特採許可により採捕できる区域は、特採許可を受けた者が免許を受けている共同漁業権漁場の区域内とする。

(採捕の期間)

第6 特採許可により採捕できる期間は、次の表に掲げる期間とする。

種苗の種類	採 捕 期 間
しらすうなぎ	12月1日から翌年4月30日まで
たねうなぎ	5月1日から10月31日まで

(採捕従事者等)

第7 特採許可を受けた者が、特別採捕に従事する者（以下「採捕従事者」という。）を

選定する場合は、当該組合の所属組合員であつて、かつ、規則第10条第1項第1号から第4号までのいずれにも該当しない者でなければならない。なお、採捕従事者は、採捕を補助する者をおくことが出来る。

(使用漁具)

第8 採捕に使用する漁具は、うなぎ手繰網、ふくろ網のうち長ぶくろ網並びに掛ぶくろ網、すくい網のうち火光利用すくい網、ひき網、笹浸、せん及び竹筒とし、統数については別途定める。

(許可の申請)

第9 特採許可を受けようとする者は、規則に定める申請書に次の書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 採捕の区域図
- (2) 採捕した種苗の供給計画書
- (3) その他必要と認める書類

(申請の時期)

第10 特採許可を受けようとする者は、原則として採捕実施予定日の50日前までに申請しなければならない。

(制限又は条件)

第11 特採許可に際しては、次の制限又は条件をつける。

- (1) 特採許可を受けた者は、採捕従事者に対し、顔写真を貼付した別記様式第1号の特別採捕従事者証（以下「従事者証」という。）を交付しなければならない。
- (2) 採捕従事者は、特別採捕に際しては前号の採捕従事者証を携帯しなければならない。
- (3) 採捕する場合には、別記様式第2号のゼッケンを着用しなければならない。
- (4) 特採許可を受けた者は、知事が採捕の状況について中間報告を求めた場合、これに応じなければならない。
- (5) 特採許可を受けた者は、知事が出荷先及び出荷数量について報告を求めた場合、これに応じなければならない。
- (6) 船舶の航行を妨げてはならない。
- (7) 採捕従事者又は採捕補助者（以下「採捕従事者等」という。）が特採許可の内容に違反したときは、この特採許可の全部又は一部を取り消し、又は制限することがある。
- (8) この特採許可により採捕したうなぎ種苗については、輸出貿易管理令に基づく場合を除き、国外への輸出を禁じる。
- (9) 国内全ての養殖場におけるにほんうなぎ池入量が国告示の上限数量に達し、国よりしらすうなぎの採捕を停止する措置を求められた場合には、これに応じなければならない。
- (10) その他必要と認める事項

(報告)

第12 規則第41条第5項に基づく報告は許可期間終了後1ヵ月以内とする。

(採捕従事者等が違反した場合の措置)

第13 特別採捕の許可を受けた者が特別採捕許可の内容に違反した場合は、規則に定めるもののほか、次の措置を行う。

採捕従事者等が違反して特別採捕を行った場合には、違反の事実が確認された日から当該採捕期間満了日まで採捕従事者等から除外する。また、悪質な違反の場合は、次年度の特採許可にあたり、採捕従事者等として認めない。

(委 任)

第14 この方針の施行に関し、必要な事項は、要領で定める。

付 則

- 1 この方針は、昭和52年11月19日から施行する。
- 2 この方針は、廃止する。
  - (1) うなぎ種苗の特別採捕許可等に関する取扱方針（昭和52年 4月19日施行）
  - (2) たねうなぎの特別採捕許可等に関する取扱方針（昭和52年 4月19日施行）

付 則

- 1 この方針は、平成12年11月 8 日から施行する。

付 則

- 1 この方針は、平成18年10月 6 日から施行する。

付 則

- 1 この方針は、平成26年10月16日から施行する。

付 則

- 1 この方針は、平成27年11月17日から施行する。

付 則

- 1 この方針は、令和 3 年 3 月17日から施行する。

令和 年度 ○○○特別採捕従事者証

1 従事番号 第 号

2 使用漁具及び統数

3 使用船舶 (1) 船名 (2) 漁船登録番号 (3) 総トン数  
(4) 推進機関の種類及び馬力数

4 採捕従事者及び採捕補助者

	住 所	氏 名	年 齢 性 別	写 真
採捕従事者				
採捕補助者				

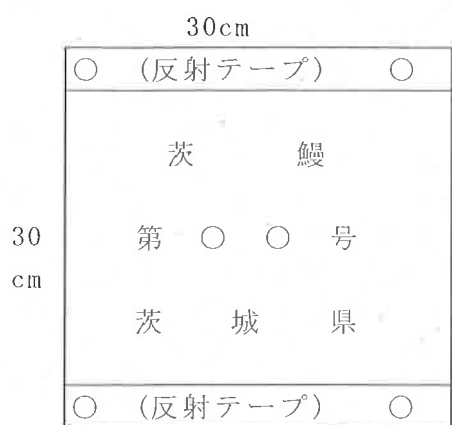
5 採捕の区域

6 採捕従事期間

7 採捕従事条件

- (1) 採捕従事者は、特別採捕に際しては採捕従事者証を携帯しなければならない。
- (2) 採捕に際しては、船舶の航行を妨害してはならない。
- (3) 採捕従事者又は採捕補助者が特採許可の内容に違反したときは、この特採許可の全部又は一部を取り消し、又は制限することがある。
- (4) 採捕する場合には、別記様式第2号のゼッケンを着用しなければならない。

様式第 2 号



注) 1 地色は黄色  
文字は黒色

(参考)

内水面漁業調整規則第41条第2項第4号の使用船舶及び  
第8号の採捕に従事する者の住所及び氏名の記載例

採捕に従事する者の住所及び氏名		使用船舶					採捕従事者を補助する者の住所及び氏名	
住所	氏名	船名	漁船登録番号	総トン数	推進機関の種類及び馬力数	所有者氏名	住所	氏名
〇〇〇〇	〇〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇〇	〇〇	●●●●	●●●●
							△△△△	△△△△
							□□□□	□□□□
							◆◆◆◆	◆◆◆◆
〇〇〇〇	〇〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇〇	〇〇	●●●●	●●●●
							△△△△	△△△△
							□□□□	□□□□
							◆◆◆◆	◆◆◆◆

## しらすうなぎの特別採捕許可要領

(昭和52年11月19日制定)

改正 平成19年11月14日

(趣 旨)

第1 この要領は、しらすうなぎの特別採捕のため、うなぎ種苗の特別採捕許可取扱方針（昭和52年11月19日施行。以下「方針」という。）の適用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(許可の対象者)

第2 特別採捕は、次の表に掲げる条件を満たす者に対して許可する。

採 捕 区 域	許 可 の 対 象 者	採 捕 目 的
利根川本流	はさき漁業協同組合	(1) 河川放流用種苗 (2) 養殖用種苗
利根川及び常陸利根川	常陸川漁業協同組合	

(採捕数量)

第3 特別採捕により採捕できる数量は、許可の対象者ごとに次の事項を勘案して定めるものとする。

- (1) 前年度の採捕状況及び供給状況
- (2) 当該年度の需給状況
- (3) 資源状況

(漁具の種類及び統数)

第4 特別採捕により使用できる漁具の種類及び統数の最高限度は、許可の対象者ごとに定め、次の表に掲げるとおりとする。

許可の対象者	漁具の種類	統 数
はさき漁業協同組合	掛ぶくろ網	50
常陸川漁業協同組合	ひき網	20
	火光利用すくい網	50

(採捕の区域)

第5 特別採捕により採捕できる区域は、次の表に掲げる区域とする。

許可の対象者	採 捕 の 区 域
はさき漁業協同組合	利根川のうち茨内共第1号共同漁業権の漁場区域



常陸川漁業協同組合	利根川及び常陸利根川のうち茨内共第2号共同漁業権の漁場区域
-----------	-------------------------------

(漁具の制限)

第6 特別採捕に使用することができる漁具の規模は、次の表に掲げる範囲とする。

漁具の種類	規 模 の 範 囲
掛ぶくろ網	一張りの規模は袖網の片袖が仕立上がり全長18メートル以内、ぶくろ網の仕立上がりが全長9.5メートル以内のもの。上記の規模の掛ぶくろ網5張りを1カ統と称する。
ひき網	1カ統の規模は仕立上がり全長10メートル以内のもの。網口枠は縦1.5メートル、横4.5メートル以内のもの。

第7 前項に規定する漁具の規模は、許可の制限又は条件として付加する。

(採捕従事者数)

第8 特別採捕により採捕に従事する者の数は、漁具の種類ごとに定め、次の表のとおりとする。

許可の対象者	漁具の種類	従事する者の数(人)
はさき漁業協同組合	掛ぶくろ網	50
常陸川漁業協同組合	ひき網	20
	火光利用すくい網	50

第9 前項に規定する採捕に従事する者の数は、許可の制限又は条件として付加する。

第10 方針第11の(3)に定めるゼッケンは知事が許可受有者に貸与する。

第11 第10により貸与されたゼッケンは、それぞれの許可の対象者が適切に保管するものとする。

第12 方針第9に定める「その他必要と認める書類」は、誓約書(別記様式)とし、はさき及び常陸川漁業協同組合に提出を課する。

付 則

この要領は、昭和52年11月19日から施行する。

付 則

この要領は、昭和59年11月9日から施行する。

付 則

この要領は、平成7年11月6日から施行する。

付 則

この要領は、平成18年11月20日から施行する。

付 則

この要領は、平成19年11月14日から施行する。

(別記様式)

誓 約 書

今回申請した 漁業については、 漁業協同組合等と水資源開発公団  
(現 水資源機構) が締結した、霞ヶ浦開発事業に伴う漁業補償契約書(昭和 年  
月 日付)第 条及び利根川河口堰設置に伴う漁業補償契約書(昭和 年 月  
日付)第 条の主旨を踏まえ、今後当該事業に起因し、漁業被害が発生した場合でも  
異議求償を一切行わないこと並びに災害発生等の緊急事態の場合、この採捕に関し、河川  
管理者から操業中止又は漁場等の撤去の申し入れがあった場合その指示に従うことを誓約  
致します。

令和 年 月 日

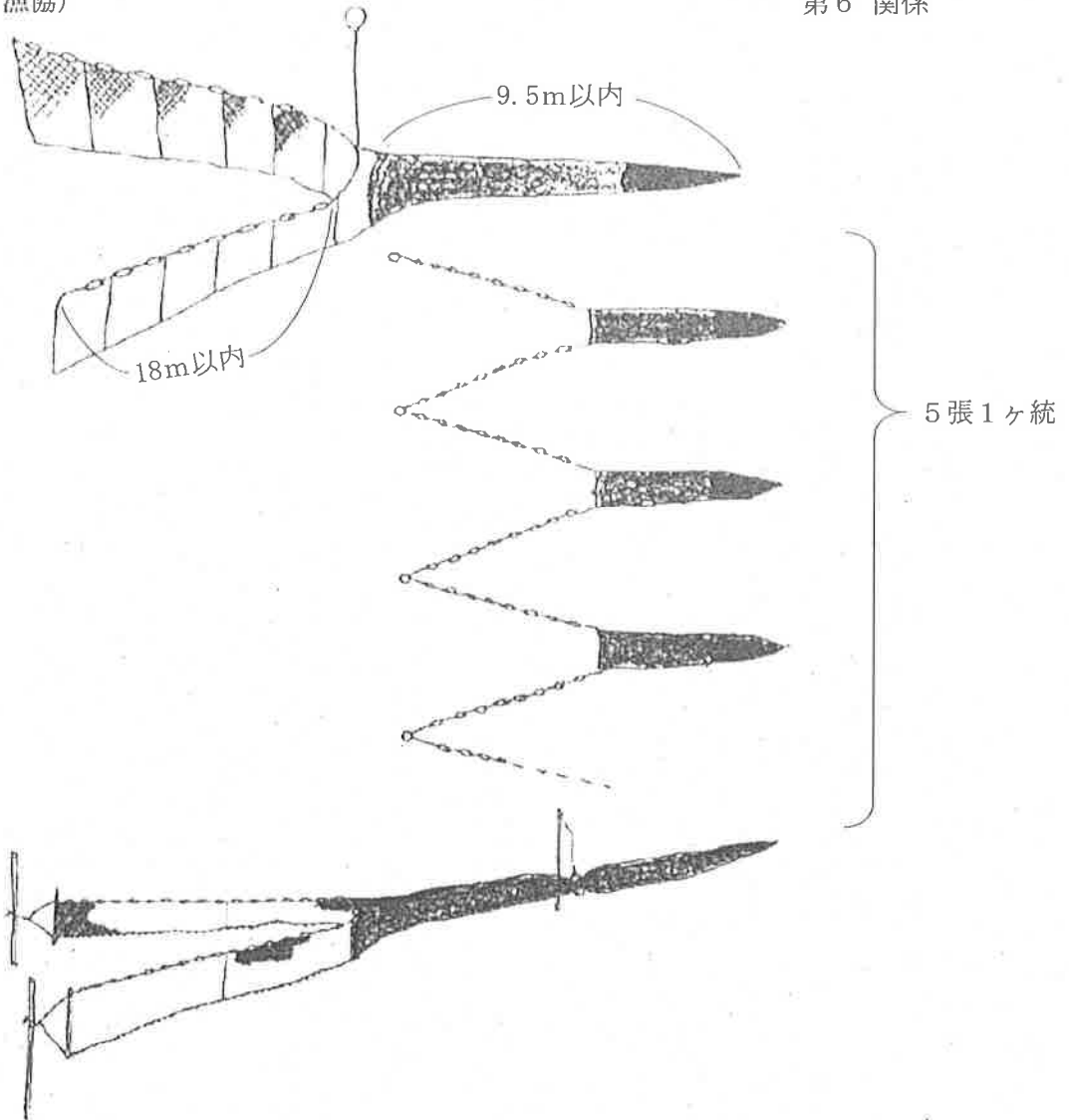
申請者 住 所  
氏 名

印

茨城県知事 大井川 和彦 殿

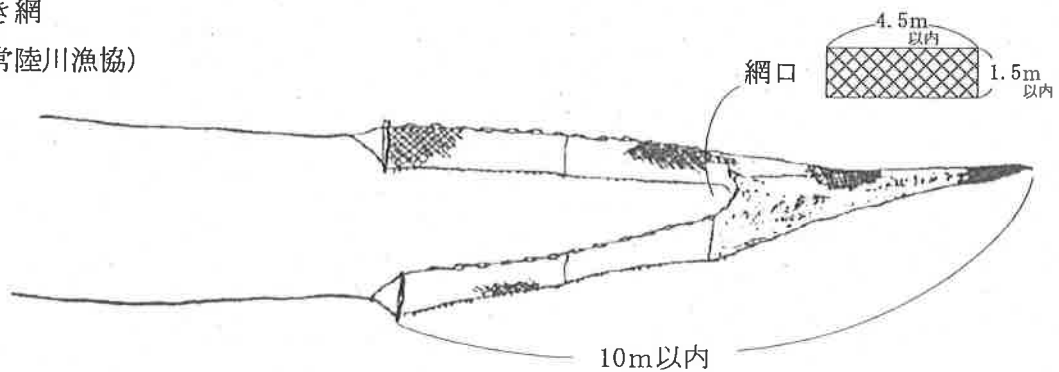
うなぎ掛ぶくろ網  
(はさき漁協)

しらすうなぎ特採要領  
第6 関係



漁 法： 一般的には夜間，上げ潮時，水深2～4mのところ網口を河口に向けて，袖網の間を10mほど開いて漁具を設置する。浮玉は水深と潮流の強弱によって袋網の位置を調節するため1個つける。袋網は随時揚げしらすうなぎを採捕する。

ひき網  
(常陸川漁協)



都道府県知事 殿

水産庁長官

## 令和3年漁期におけるウナギの持続的利用のための資源管理の推進について

ニホンウナギは、その稚魚の採捕量が長期的にみて低水準にあり、平成26年6月には国際自然保護連合（IUCN）のレッドリストに絶滅危惧IB類（近い将来、野生での絶滅の危険性が高いもの）として掲載されるなど、資源管理の必要性が高まっている。

このような中、関係国及び地域の間で、令和3年漁期（令和2年11月1日から令和3年10月31日まで）におけるニホンウナギ及びニホンウナギ以外の種のウナギ（異種ウナギ）の池入量上限を、令和2年漁期と同等とすることが確認された。

我が国においては、平成27年6月、うなぎ養殖業について、内水面漁業の振興に関する法律（平成26年法律第103号）第26条に基づく農林水産大臣の許可を要する指定養殖業に指定し、池入数量の制限を当該許可制度によって行うこととしている。

また、漁業法等の一部を改正する法律等の法律（平成30年法律第95号）の規定により漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）が改正され、法第132条第1項において特定水産動植物については、漁業の許可を受けた者が当該許可に基づいて漁業を営む場合等でなければその採捕が禁止されることとされ、今般、ウナギの稚魚（全長13センチメートル以下のウナギ）が特定水産動植物に指定（適用は令和5年12月1日以降）されたことから、ウナギの稚魚をとる漁業については、都道府県知事による許可漁業に移行することとしている。

このような状況の下、ニホンウナギの種苗（以下「シラスウナギ」という。）の採捕について、資源管理の対策を着実に実施する必要があり、令和3年漁期の池入実績が池入数量の上限（21.7トン）に達した場合に、採捕を停止する措置を講じることにより、資源管理を着実に実施することが重要である。さらに、採捕数量報告の適正化を図る必要がある。

うなぎ漁業については、全国的な取組として産卵に向かう下りウナギの採捕の制限を推進することとし、これまで内水面の漁業者を中心として資源管理を進めてきているところであるが、今後は、海面でウナギを採捕する漁業を含めてウナギを採捕する漁業者の全てが資源管理に関わる体制を作っていく必要がある。

については、各都道府県におかれては、都道府県内の関係者による資源管理対策に係る話し合いと検討を加速するとともに、別紙1及び別紙2の事項について、関係者に対し指導・助言いただきたい。

(別紙1)

都道府県の漁業調整規則に基づくウナギ種苗(シラスウナギ)の許可の運用について

### 1 シラスウナギ採捕数量報告の適正化について

ウナギの資源管理は、採捕されたシラスウナギが最終的に全てうなぎ養殖業者の養殖池に池入れされることを考慮し、農林水産大臣がうなぎ養殖業の池入数量に上限を定めることにより実施している。都道府県の漁業調整規則に基づくシラスウナギの特別採捕許可又は漁業の許可(以下2つを併せて単に「許可」という。)については、この農林水産大臣による池入数量の制限に整合した運用を行う必要がある。

一方、うなぎ養殖業者によるシラスウナギの池入れの報告数量の総計から輸入数量の総計を差し引いて算出した数量と、許可に基づく採捕の報告数量の総計との間に差異が生じており、シラスウナギ採捕量が多い県を対象に聞取りを行った結果、その原因として、許可を受けた採捕者が指定された県内の出荷先以外へ、より高い価格で販売し、その分の報告を行わないケースも少なくないことなどが指摘された。

適切に採捕報告がなされていないシラスウナギが、うなぎ養殖業者に使用される状況は、我が国のうなぎ養殖業への信頼を傷つけることにつながりかねないほか、池入数量の上限が遵守されることによりウナギの資源管理が適切に実施されているにもかかわらず、当該資源管理への不信を招くおそれもあることから、是正する必要がある。については、各都道府県におかれては、今年秋からの許可の運用において、シラスウナギの採捕数量報告の適正化の観点から、以下の措置を講じられたい。

- (1) 採捕数量と出荷先ごとの出荷数量についての定期的な報告を採捕者に義務付けること。
- (2) 採捕数量の報告を徹底するため、正しく報告を行わなかった者に対して翌年漁期の許可を行わないことを原則とすること。
- (3) 採捕者数について管理が行き届く範囲内の妥当な人数とすること。
- (4) 都道府県内においてシラスウナギの安定的な採捕が見込まれるにもかかわらず、採捕の上限が当該都道府県下の養殖場の池入れに必要な数量よりも相当程度低く設定されているようなケースは、未報告を発生させる要因にもなることから、シラスウナギの安定的な採捕が見込まれる都道府県においては、採捕数量の上限を当該都道府県下の養殖場のニホンウナギの池入れに必要な数量を満たすものとする。
- (5) 採捕した種苗の出荷先をあらかじめ指定する場合には、当該出荷先に出荷することを遵守させること。
- (6) 許可を受けた採捕者が指定された出荷先以外に、より高い価格で販売し、その分を報告しないケースなどが指摘されていることから、都道府県において指定された出荷先への販売価格を設定している場合において、その設定価格が、市場価格に比べて低いときには、そのことが未報告を発生させる要因となっていないか再点検し、必要な運用の見直しを行うこと。

なお、その際には、採捕者やうなぎ養殖業者で構成される協議会を設けること等に

より、関係者間の調整を図ることについても留意されたい。

## 2 採捕期間について

許可の期間は、原則として、令和2年12月1日から令和3年4月30日までの間で設定することとし、養殖用種苗の需要見込み量を勘案する一方で、ウナギ資源の保護に必要な河川遡上量の確保の観点から、適切な期間を設定されたい。なお、土用丑の日の前後の需要期における養殖ウナギの安定供給のため早期にシラスウナギが必要となる場合には、採捕開始時期を12月1日より前に設定して差し支えないものの、前倒しする期間を上回る許可終了時期の繰上げを行うとともに、漁業調整上の問題を惹起しないよう、隣接する漁場を管轄する関係都道府県と事前に十分調整願いたい。

## 3 シラスウナギ採捕の停止措置について

許可を都道府県内の養殖用種苗の供給に限定して行う場合には、各都道府県下の養殖場のニホンウナギの池入量がそれぞれの上限に達した場合において、ウナギ稚魚の採捕を停止できるよう措置を講じられたい。

また、内水面漁業の振興に関する法律（平成26年法律第103号）第26条に基づく、うなぎ養殖業における池入数量の制限を行っていることから、国内全ての養殖場のニホンウナギの池入数量が令和3年漁期の池入数量の上限（21.7トン）に達した場合に、水産庁の指示に基づき、シラスウナギの採捕を停止できるよう措置を講じられたい。

なお、当該措置については、許可の条件により対応されたい。

## 4 採捕に関する指導・取締りについて

シラスウナギの採捕に関する指導・取締りについては、シラスウナギの不漁、価格高騰等を背景に、無許可でシラスウナギを採捕するいわゆる密漁が後を絶たないため、関係取締機関と緊密な連携を図り、取締りの徹底を期するとともに、シラスウナギの採捕・流通・輸出等について、不透明な部分がないよう十分把握願いたい。

また、密漁対策として、許可を受けた採捕者とそうでない者を区別するための写真付き証明書の発行や、現場で確認できるワッペンや帽子等の着用の義務化、採捕に関する記録（従事者名簿、実施計画・結果等）簿冊の備付け、従事者証紛失時の届出義務や従事者でなくなった場合の回収義務などの措置を検討されたい。

## 5 知事許可漁業への移行について

シラスウナギの採捕については、現在、特別採捕許可により運用されているが、漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号）の規定により漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）が改正され、法第132条第1項において、特定水産動植物については、漁業の許可を受けた者が当該許可に基づいて漁業を営む場合等でなければその採捕が禁止されることとされ、今般、うなぎの稚魚（全長13cm以下のうなぎ）が特定水産動植物に指定（適用は令和5年12月1日以降）され、違反した場合は3年以下の懲役又は3,000万円以下の罰金とされるなど、密漁対策の強化が行われたところである。

このため、今後は、特別採捕許可のみによるシラスウナギの採捕できなくなることから、都道府県においては改正後の漁業法の施行に伴う漁業調整規則改正にあわせて、シラスウナギをとることを目的とする漁業について都道府県知事の許可漁業への移行を進め、適切な許可管理となるよう、許可の条件の内容等を含む運用についても検討されたい。また、漁業の許可については、実際に漁業を営まない者や任意団体へ許可をすることはできないことから、早急に関係者間の協議等を進め、シラスウナギをとることを目的とする漁業の知事許可漁業への移行が速やかに行われるよう必要な調整等を進められたい。



(別紙2)

ウナギの漁獲抑制と第五種共同漁業権対象魚種としてのウナギの増殖義務の履行について

### 1 産卵に向かうウナギの漁獲抑制

産卵のため河川から海に下るウナギの保護については、地域ごとの話し合いを進めていただいた結果、内水面漁場管理委員会指示や海区漁業調整委員会指示による禁漁期間の設定、漁業者の自主的措置による禁漁期間の設定や再放流等の取組が各地で実施されているものの、まだ一部の地域にとどまっております。一昨年、全国内水面漁場管理委員会連合会と全国内水面漁業協同組合連合会が連携して、全国の内水面において下りウナギの保護に取り組む方針を共同決議したところであり、下りウナギの保護が確実に全都道府県で実施されるよう、未実施の都道府県におかれては、都道府県内における関係者による話し合いを更に促進するようお願いする。

### 2 海面におけるウナギの漁獲抑制

ウナギは内水面のみならず沿岸域にも生息しており、海面においてもその採捕が行われている。ウナギの持続的利用のための資源管理においては、内水面のみならず海面を含めてウナギを採捕する漁業者の全てが一定の役割を果たしていくことが必要である。ついては、近年、内水面においてウナギの資源管理の取組を強化してきていることを踏まえて、海面においても、まずは内水面における下りウナギの保護の効果を損なわないようにするため、再放流等による下りウナギの保護や、下りウナギを対象とした漁業の自粛など資源管理の強化に向けて、関係者による話し合いを促進するようお願いする。

### 3 第五種共同漁業権対象魚種としてのウナギの増殖について

第五種共同漁業権の免許を受けた漁業協同組合（以下「漁業権者」という。）は、漁業法（昭和24年法律第267号）第127条の規定により増殖を行う必要があり、ウナギを漁業権対象魚種としている漁業権者の多くは、これまで養鰻業者等からウナギを調達してこれを放流することでこの増殖義務を果たしている。

一方で、近年のニホンウナギの稚魚の不漁に伴い、池入種苗の不足を補うため、東南アジアに生息するビカーラ種やアメリカに生息するロストラータ種等、ニホンウナギ以外のウナギ（以下「異種ウナギ」という。）の稚魚を輸入して養殖する動きが見られており、増殖義務を果たすためにこれら異種ウナギを調達・放流する可能性が生じている。しかしながら、これまでニホンウナギを対象魚種としている漁業権については、異種ウナギを放流しても増殖義務を果たしていると言えず、またこのような異種ウナギが放流された場合、寄生虫や病原菌が持ち込まれたり、生息場所や餌の競合からニホンウナギの生息が脅かされたりする危険性がある。

このため、各漁業権者が放流によって増殖義務を果たすために養鰻業者等からウナギを調達する際には、異種ウナギが混入していないことを十分に確認し、異種ウナギが放流されることのないよう、関係者への指導をお願いする。

なお、ニホンウナギの漁獲量が長期的に低水準にあることを踏まえ、例えば、堰堤等により移動が妨げられている滞留魚の汲上げ放流や汲下ろし放流、人工芝マットや石倉を利用した簡易魚道の設置を行う等、従来の手法に囚われることなく、これまで以上に増殖行為の多様化・効率化に取り組まれるよう、漁業権者を指導・助言いただきたい。

(様 式)

令和 年 月 日

うなぎ資源保護対策計画書

組合名

当組合は、しらすうなぎの特別採捕を行うにあたり、次の保護対策を行うことにより、うなぎ資源の持続的利用を図ることとする。

(以下の項目で実施可能なものを記載し、番号は適宜繰り上げること)

1. 休漁日について

採捕許可期間中、月に○日の休漁日を設ける。

2. 操業隻数について

採捕許可期間中、○○における操業については交代制とし、1日あたりの上限隻数を○隻とする。

3. 増殖対策について

(1) 種苗の放流

令和○年度 ○kg

(2) 親うなぎ保護対策

○月～○月の間の親うなぎの採捕を行わない。

4. その他

(1) 河川環境の保全

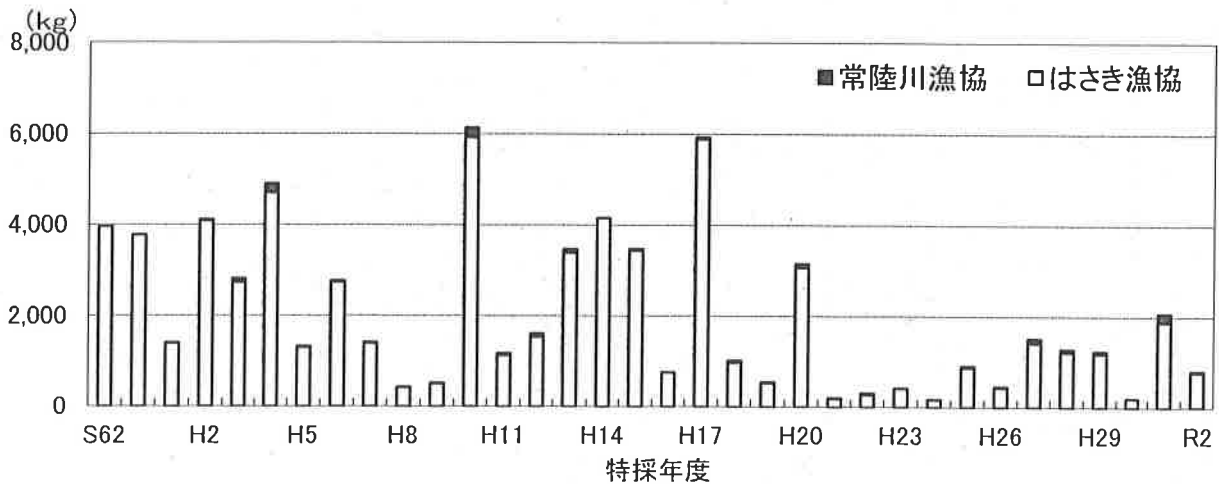
ゴミ収集箱の設置・管理を行い、漁場の環境保全を図る。

# しらすうなぎ採捕量の推移

単位：kg

漁期	採捕数量		
	はさき漁協 (波崎共栄漁協)	常陸川漁協	計
昭和62年	3,968	3	3,971
昭和63年	3,774	5	3,779
平成1年	1,385	26	1,411
平成2年	4,087	35	4,122
平成3年	2,726	93	2,819
平成4年	4,701	200	4,901
平成5年	1,294	37	1,331
平成6年	2,734	35	2,769
平成7年	1,385	29	1,414
平成8年	416	13	429
平成9年	502	17	519
平成10年	5,913	221	6,135
平成11年	1,127	51	1,178
平成12年	1,528	85	1,613
平成13年	3,386	82	3,468
平成14年	4,145	15	4,150
平成15年	3,436	42	3,478
平成16年	754	8	762
平成17年	5,877	49	5,926
平成18年	974	50	1,024
平成19年	520	26	546
平成20年	3,060	91	3,151
平成21年	181	21	202
平成22年	265	43	308
平成23年	409	15	424
平成24年	164	10	174
平成25年	866	43	909
平成26年	430	30	460
平成27年	1,410	107	1,517
平成28年	1,210	73	1,283
平成29年	1,176	63	1,239
平成30年	196	7	203
平成31年	1,873	200	2,073
令和2年	764	39	803

※漁期は当該年の12月～翌年4月末まで



# 令和3年漁期 都府県別にほんうなぎ稚魚の池入れ実績

	許可件数	池入割当量 (単位:トン)	池入れ数量(単位:トン)												令和3年 漁期合計			
			令和2年 11月	令和2年 12月	令和3年 1月	令和3年 2月	令和3年 3月	令和3年 4月	令和3年 5月	令和3年 6月	令和3年 7月	令和3年 8月	令和3年 9月	令和3年 10月				
1 千葉県	3	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
2 静岡県	56	2.4	0.0	0.3	0.4	0.5	0.6	0.6	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.0
3 愛知県	124	5.0	0.0	1.1	1.1	0.6	1.1	1.1	0.5	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	4.5
4 三重県	8	0.4	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3
5 徳島県	28	0.5	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3
6 香川県	18	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
7 高知県	21	0.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3
8 福岡県	21	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1
9 大分県	12	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1
10 熊本県	15	0.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2
11 宮崎県	45	3.6	0.1	1.1	0.8	0.7	0.5	0.5	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	3.3
12 鹿児島県	65	8.0	0.0	1.3	2.3	1.6	1.6	1.6	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	7.0
13 その他(17府県)	40	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1
全国計	456	21.7	0.1	3.8	5.0	3.7	4.2	4.2	1.2	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	18.3

注1:その他は、養殖業者数が2者以下の府県及び池入割当量が0.1tに満たない府県である。

注2:許可件数は、令和3年8月31日時点で許可を受けている養殖場の総計である。

## 令和4年度全国内水面漁場管理委員会連合会中央提案 に対する意見について

令和3年10月7日  
茨城県内水面漁場管理委員会事務局

### 1 提案書取りまとめスケジュール

R3.8	第1回漁場管理対策 検討会	全内漁管連の役員会内に設置された検討会において、 中央提案素案を作成。
R3.10	各都道府県の委員会	中央提案に対する意見の照会。
R3.10～11	各ブロック協議会 (東日本・中日本・西日本)	各都道府県委員会からの意見を踏まえ、ブロック毎に 意見を決定。
R4.3	第2回漁場管理対策 検討会及び役員会	各ブロックからの意見を踏まえ、提案書(案)を作成 し、通常総会へ議案として提出。
R4.5	令和4年度通常総会	議案として上程された提案書(案)を審議し、議決。
R4.6～7	令和4年度提案行動	決議された提案書をもって、各省庁に対し提案行動を 実施。

### 2 提案書素案(詳細は2ページ以降)

- I 外来魚対策について(4項目)
- II 魚病対策について(4項目)
- III 鳥類に対する食害対策について(3項目)
- IV 河川湖沼環境の保全及び啓発について(8項目)
- V 放射性物質による汚染対策について(4項目)
- VI ウナギの資源回復について(4項目)
- VII 内水面漁場管理委員会制度の堅持について(2項目)

### 3 茨城県の意見(案)

提案書に対する意見はなく、了承する。

提案書(前書き)

R3年度提案書	R4年度提案書への修正等
<p>内水面漁場管理委員会は、河川湖沼における水産動植物の採捕、増殖等に係る事項を管理・処理する機構として、漁業法に基づき各都道府県に設置された行政委員会であり、当全国内水面漁場管理委員会連合会はその全国組織であります。</p> <p>当連合会においては、漁場である河川湖沼における総合的利用計画やその環境保全等の全国的共通重要課題についての解決方策を検討しているところであり、その実現に向け令和3年5月31日開催の通常総会において、別紙のとおり提言することを決議いたしました。</p> <p>つきましては、これら諸問題の解決に向けて、格別の御検討とその対応についてよろしくお願い申し上げます。</p>	<p>※年度等の修正および末尾に次の一文を追加</p> <p>「なお、提案項目の記載順につきましては、要望の優先順位を示すものではありません。」</p>

I 外来魚対策について

R3年度提案趣旨		R4年度提案趣旨への修正等
<p>「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」が平成17年6月に施行され、特定外来生物の生きたままでの持ち出しや移植放流が制限されてきました。平成25年6月には同法が改正され、これまで飼養等の許可を受けた者のみにしか適用できなかった主務大臣による措置命令等を密放流者に対しても適用できるようにするとともに、措置命令の内容についても、放流した特定外来生物の回収まで命ずることができるようになりました。さらに、オオタナゴやコウライギギ等の1科、10種、1交雑種の魚類については平成28年10月1日から、ガー科全種及びガー科に属する種間交雑種については平成30年4月1日から規制の対象となりました。</p> <p>また、「内水面漁業の振興に関する法律」が平成26年6月に施行され、オオクチバスを始めとする特定外来生物等による被害の防止措置に対する支援等について、国等の講ずべき事項が明記されました。</p> <p>しかしながら法の整備が進む中、令和2年度においても未だ、共同漁業権927件中466件で外来生物による被害が発生しております。</p> <p>このような中で、これまで地方自治体や漁業協同組合が刺網や定置網等で自主的に駆除等を行っておりますが、生息域や食害が減少しておらず、十分な成果が得られていないのが現状です。</p> <p>つきましては、下記の事項について提案いたします。</p>		<p>年度の修正及びアンケート結果に基づき、共同漁業件数、被害件数を修正</p>
R3年度提案	回答、状況等	R4年度提案への修正等
1	<p>オオクチバス、コクチバス、ブルーギル及びチャネルキャットフィッシュをはじめとした外来魚の生息状況、生態及び漁業被害を把握するように努めるとともに、これまで開発された駆除技術等をもとに、それぞれの水域の特性に応じて効果的な防除対策を戦略的に進められるよう、普及・指導を図ること</p> <p>【国土交通省】 今後も、地元市町村や都道府県の関係部局等と連携し、特定外来生物等の防除対策に努めたい。</p> <p>【農林水産省】 1. 水産庁では、平成24年度から、国立研究開発法人水産研究・教育機構等に委託して、バス類やブルーギル、チャネルキャットフィッシュ等の効果的な駆除技術の開発を行っており、その成果を基に、外来魚の生育ステージや魚種、生息水域、季節に応じて、内水面漁協関係者等が効果的な防除対策を行うことができるよう、3冊のマニュアル「だれにでもできる外来魚駆除1〜3」を作成して配布・周知しているところです。</p> <p>2. 今年度からは新たに、移入初期や駆除が進んで生息密度が下がった段階での効果的な対策に資する駆除・管理技術の開発に取り組んでおり、引き続き技術開発と普及を進めてまいります。</p> <p>3. また、今年度からは、内水面漁協による外来魚駆除活動を支援する「内水面水産資源被害対策事業」において、目標設定と効果の検証が可能な計画を策定した上で駆除活動を実施するよう、執行の改善を検討しているところであり、このような取組を通じて、外来魚の生息状況や漁業被害をより正確に把握していきたいと考えています。</p> <p>4. このため、全国内水面漁業協同組合連合会から各漁協に対し、都道府県の水産技術センター等と相談して駆除計画を策定するよう指導を行っており、貴連合会におかれても、各漁協が円滑に計画を策定できるよう、御支援をお願いします。</p> <p>【環境省】 オオクチバス等広域で被害が生じている種について、環境省においては、ラムサール条約湿地等生物多様性保全上重要な内水面において、漁業関係者とも連携しながら防除モデル事業を実施してきました。こうした取組を通じて得られた知見をもとに、多様な主体により効果的な防除が実施されるよう、オオクチバス等の防除の手引きを平成21年に作成し、平成26年に改訂したところであり、引き続き普及に努めてまいります。</p> <p>外来種による被害状況について、環境省においては主に生態系に係る被害の把握に努めているところであり、漁業に係る被害については所管官庁である水産庁において把握されているものと理解しております。</p> <p>なお、特定外来生物に指定されている種を漁業権魚種として設定している漁業関係者に対しては、引き続き、水産庁と連携し、外来魚に頼らない漁業の実現に向けて、意見交換等を行ってまいります。</p>	3年度と同文
2	<p>密放流行為を防止するための法の有効性を担保するため、釣り人や関係団体等を中心に広く法律の周知徹底を図るとともに、関係者と連携した取締りの強化や取締りに必要な予算の確保など、外来生物法違反の防止について具体的な措置を講ずること。</p> <p>【農林水産省】 1. 特定外来生物による生態系等に係る被害防止施策の一層の強化を図るため、平成26年6月、外来生物法を改正し、オオクチバスやブルーギル等の特定外来生物を許可なく放出した者に対して当該生物の回収を命ずることができる等の措置を講じ都道府県及び関係団体に周知しているところです。(漁場資源課)</p> <p>2. 河川や湖沼におけるオオクチバス等の特定外来生物の密放流は、漁協関係者のほか、釣り人を始めとする一般国民からの情報提供により明らかとなる場合が多いことから、水産庁では、リーフレットをリニューアルし一般の釣り人も多数集まるイベントや講習会、全国の釣具店で配布する等、特定外来生物の密放流防止を呼びかけているところである。引き続き環境省と連携してこれらの方々や関係団体の協力が得られるよう外来生物法の普及・啓発を推進してまいります。(漁場資源課・管理調整課)</p> <p>【環境省】 これまで外来生物法の違反行為に係る情報が得られた場合等には、環境省においては、必要に応じて警察と連携するなど適切に対応してきており、今後も同様の対応を行ってまいります。</p> <p>密放流防止のためには、外来生物問題に関する一般の理解の向上に加え、取締りに対する警察の協力体制確保、一般市民による監視の強化等が効果的だと考えており、引き続き普及啓発に努めてまいります。</p> <p>漁業関係者において密放流に関する情報を入手された場合は、地方環境事務所や水産庁、警察への積極的な情報提供をお願いいたします。</p>	3年度と同文

R3年度提案	回答、状況等	R4年度提案への修正等
<p>3 外来魚による食害を防止し、健全な内水面漁場を維持するためには、外来魚の駆除や、採捕した外来魚のリリースを抑制し回収を進めるための対策等が必要であり、漁業協同組合等が適切な対策が実施できるよう、予算の拡充を図ること。</p>	<p>【農水省】(提案3、4に対する回答)</p> <p>1. 水産庁では、内水面漁業関係者が行う外来魚駆除・回収活動に対して、「内水面水産資源被害対策事業」により支援を行っているところです。</p> <p>2. 今年度からは、同事業において、目標設定と効果の検証が可能な計画を策定した上で駆除活動を実施するよう、執行の改善を検討しているところであり、このような取組を通じてより緊急性・必要性が高い水域に重点的に予算を配分し、内水面漁協関係者が、外来魚駆除・回収活動をより適切かつ効果的に実施できる体制の構築を図ってまいります。</p> <p>3. このような体制の構築に向けて、全国内水面漁業協同組合連合会から各漁協に対し、都道府県の水産技術センター等と相談して駆除計画を策定するよう指導を行っており、貴連合会におかれても、各漁協が円滑に計画を策定できるよう、御支援をお願いします。</p>	<p>3年度と同文</p>
<p>4 新たな水域で特定外来生物が発見された際に、効果の高い早期の対応を行うため、柔軟に使用可能な予算の確保や調査及び駆除への支援等、国が速やかに対応する枠組みを構築すること。</p>	<p>【環境省】(提案3に対する回答)</p> <p>漁業被害を防ぐため又は健全な漁場を維持するための予算については、業の所管官庁である水産庁において措置されているものと理解しております。環境省においては、外来種による生態系に係る被害を抑えるための対策について、引き続き、予算確保に努めてまいります。</p> <p>【環境省】(提案4に対する回答)</p> <p>環境省においては、外来魚をはじめとする外来生物について、生物多様性の保全再生を目的として地方公共団体や地域の協議会等が実施する防除事業や早期防除計画の策定等に対して、生物多様性保全推進交付金により支援を行っております。外来種による生態系に係る被害を抑えるための対策について、引き続き、予算確保に努めてまいります。</p>	<p>3年度と同文</p>



II 魚病対策について

R3年度提案趣旨		R4年度提案への修正等	
<p>「内水面漁業の振興に関する法律」が平成26年6月に施行され、内水面水産資源に係る伝染性疾病の予防等について、国等の講ずべき事項が明記されました。</p> <p>このような中、平成28年1月の水産資源保護法施行規則及び持続的養殖生産確保法施行規則の改正により、水産動物及び輸入防疫対象疾病や特定疾病等の見直しがなされ、更に、平成28年7月には水産防疫対策要綱が策定され、水産防疫に係る基本的な方向が示されたところであり、新たな疾病の水際防疫や国内防疫体制の強化が期待されているところであります。</p> <p>しかしながら現状をみると、重要種であるアユについては、冷水病による被害が根絶されていない状況にあり、また、平成19年には国内で初めてエドワジエラ・イクタルリ症が確認されるなど、予断を許さない状況が続いております。</p> <p>同様にコイについても多くの共同漁業権漁場において漁業権魚種とされており、平成15年11月にコイヘルペスウイルス(KHV)病の発生が確認されて以来、稚魚の放流による増殖が困難な状況にあり、漁業権管理や漁協経営上の大きな問題となっております。</p> <p>また、KHV病については既発生水域と未発生水域が混在することから、コイの増殖および流通行為が制限されており、コイ漁業に極めて大きな打撃を与えております。</p> <p>つきましては、下記の事項について提案いたします。</p>		3年度と同文	
R3年度提案	回答、状況等	R4年度提案への修正等	
1	<p>アユの冷水病やエドワジエラ・イクタルリ症について、養殖及び放流後の被害低減に係る対策技術の開発と普及を行うとともに、エドワジエラ・イクタルリ症については、まん延防止のため、全国的な防疫体制構築の施策を継続的に実施すること。</p>	<p>【農水省】</p> <p>1. アユの疾病については、平成23年12月に策定した「アユ疾病に関する防疫指針」に基づき、天然の河川・湖沼への病原体のまん延防止及び養殖場における疾病被害の防止を軸に対策を講じてきているところです。</p> <p>2. 冷水病については、令和2年に天然水域で22都道府県、養殖場では15都道府県において発生しており、平成13年から15年頃のピークと比べて低減しているものの、近年は下げ止まりつつあると承知しています。また、平成28年度から「水産防疫対策委託事業」においてワクチン開発に必要な知見の収集等を行っています。</p> <p>3. エドワジエラ・イクタルリ感染症については、令和2年に天然河川において5県、アユ放流種苗で2県、養殖アユでは3県で保菌(陽性事例)が確認されており、引き続き、発生状況を注視する必要があると考えています。また、海産遊上アユの保菌開始時期や感染源に関する知見等について、平成31年3月に魚類防疫技術書「河川におけるアユのエドワジエラ・イクタルリ感染症」としてとりまとめ、水産資源保護協会のホームページにて公表しています。</p> <p>4. 平成29年9月に既存治療薬(フロルフェニコール製剤)の効能拡大が承認され、アユの冷水病及びエドワジエラ・イクタルリ感染症の治療薬として使用可能となっております。</p> <p>5. 今後とも、関係者の皆様の話を聞きながら、魚病対策の取組を進めて参りたいと考えています。</p>	3年度と同文
2	<p>KHV病発生から10年以上経過し、感染水域の拡大によって深刻な影響を受けているコイ資源の再生に向けた取組みについて、国が主導し進めていくとともに、近年蓄積された知見を踏まえ、公共用水域においても放流・移殖・持ち出しの制限を解除できるように国が主体となった研究開発を継続的に実施すること。</p>	<p>【農水省】</p> <p>1. KHVの発生件数は、KHV病防疫指針や内水面漁場管理委員会指示に基づく感染が疑われるコイの移動制限等により、我が国で初めてKHVが確認された当時と比較して減少しています。</p> <p>2. 関係県からの要望を受け、平成30年度より水産技術研究所において「コイ放流試験技術連絡協議会」が設置され、放流再開に向けたデータ収集のため、関係県によるKHV未感染コイを用いたKHV既発生河川での暴露試験が行われています。放流再開に向けて、継続して知見の収集を行うことが必要であると考えており、状況を注視していきます。</p> <p>3. また、KHVの未報告水域や陰性確認水域へのまん延防止のため、今後関係者の皆様におかれは、都道府県水産試験場等における放流魚の陰性確認や、内水面漁場管理委員会指示による既発生水域からのコイの移植・持ち出しの禁止等、まん延防止措置の徹底をお願いします。</p>	3年度と同文
3	<p>水生生物の輸入にあたっては、新たな疾病のまん延を防止するため、輸入後に仕向先の養殖場において健康状態や移動等について監視する際に閉鎖された隔離施設での管理することの法的な義務付けや、迅速な連絡周知体制及び感染経路の解明・防疫体制の整備を推進し、水際での対策に万全を期すこと。</p>	<p>【農水省】</p> <p>1. 水生生物の輸入にあたっては、あらかじめ輸出相手国と二国間で衛生条件を締結し、輸入防疫対象疾病を広げるおそれがない水生生物のみ輸入を認めています。</p> <p>2. また、輸入された水生生物は、平成28年7月に策定した「水産防疫対策要綱」の別記「輸入水産動物の着地検査指針」に基づき着地検査が実施されており、同指針において、疾病が確認された際の手続きや連絡体制等が明記されているところです。</p> <p>3. <u>輸入防疫対象疾病の病原体を広げるおそれがないとは認められないときは、水産資源保護法第14条に基づく管理命令を発し、指定された施設において厳格に管理させる等の措置により、水際での対策に万全を期してまいります。</u></p>	3年度と同文

4	<p>現状のような個々の魚種に対する水産用医薬品開発では、市場の小さい魚種の医薬品の開発は行われず、使用可能な医薬品がない、もしくは非常に少ない状況が続いている。このような魚種に使用可能な医薬品が早期に実用化されるよう、具体的な対策を行うこと。</p>	<p>【農水省】</p> <p>1. 農林水産省では、水産用医薬品の開発・実用化を促進するため、「水産防疫対策委託事業」により研究段階での基礎的な試験等に掛かる費用を、「希少疾病等用動物用医薬品実用化促進事業」により開発段階での承認申請の資料作成に必要な試験等にかかる費用を支援しています。</p> <p>2. 開発に当たり製薬会社に試験協力等の必要性が生じた際には、受け入れが可能な養殖場のご紹介等について、ご協力をお願いいたします。</p>	3年度と同文
---	--	--	--------

Ⅲ 鳥類による食害対策について

R3年度提案趣旨		R4年度提案への修正等
<p>平成19年6月の「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」の一部改正により、カワウが狩猟鳥獣に指定され、防除対策が進められています。</p> <p>また、「内水面漁業の振興に関する法律」が平成26年6月に施行され、カワウ等の鳥獣による被害の防止措置に対する支援等について、国等の講ずべき事項が明記されました。</p> <p>しかしながら、カワウの行動範囲は県域を越えた広範な地域に及び、かつ効率的な駆除の方法や体制が未確立のため、水産資源に対するカワウの食害は依然として大きなものとなっております。</p> <p>更に、カワウ以外にもサギ類・カモ類の食害も多発しており、令和2年度の調査では共同漁業権927件中586件で鳥類による被害が報告されるなど、無視できないものとなっております。</p> <p>このように、全国的に重要な問題であるカワウを始めとする鳥類による食害防止にあたっては、被害防止のための効率的な手法の開発と、広域的な対策の実施が不可欠であり、カワウ対策に関するマニュアルの整備をしていただいているところですが、引き続き、このことに対する国のリーダーシップの発揮と指導・支援の強化が切に望まれるところであります。つきましては、下記の事項について提案いたします。</p>		<p>年度の修正及びアンケート結果に基づき、共同漁業件数、被害件数を修正</p>
R3年度提案	回答、状況等	R4年度提案への修正等
1	<p>カワウによる食害を軽減するため、既存の広域協議会と連携した全国的な連携体制を整備し、全国レベルでカワウ個体数を調整・管理する指針を策定し、駆除等を実施する等、国主導によるカワウ対策を推進すること。</p> <p>【農林水産省】 カワウについては、環境省において関係機関等から構成される広域協議会(全国に4ブロック設置)を設置し、被害対策等を連携して実施しているところであり、水産庁も関係機関として参加しているところ。今後とも環境省や関係都道府県等と連携し、カワウ対策を推進してまいります。</p> <p>【環境省】 環境省と水産庁では、平成26年に「カワウ被害対策強化の考え方」をとりまとめ、その中で令和5年度までに被害を与えるカワウの個体数を半減することを目標として、カワウ対策に取り組んでいるところ。現在、東北、関東、中部近畿及び中国四国の各ブロックにおいて、関係都道府県等から構成される広域協議会を設置し、複数の都道府県が連携した広域的な取組を進めているところであり、環境省では、各協議会で実践されている取組事例の収集や調査データの分析を行い、その結果を各協議会に共有することにより、協議会間の連携を図っているところ。また、環境省ホームページ「カワウの保護管理ほーたるサイト」の更新を通じて、都道府県等への情報提供も行っており、引き続き、これらの取組を通じて、カワウ対策に関する全国的な連携に努めてまいります。</p>	3年度と同文
2	<p>カワウのみならず、サギ類やカモ類による食害も全国的に発生しているため、特にサギ類の生息状況等について把握すること。また、早期に効率的な防除対策を実用化し、導入促進を図ること。</p> <p>【農林水産省】 1. 水産庁では、平成29年度より、「先端技術を活用したカワウ被害対策開発事業」を実施しています。</p> <p>2. 本事業では、効果的なカワウ被害対策の一環として、ドローンを活用してカワウが嫌がるテープを樹木に張ることや、巢にドライアイスを投下すること等による繁殖抑制手法の開発とその実用化を目指しており、得られた技術については、マニュアルとしてまとめ水産庁HPで公表するとともに、全国に配布しています。また、これらの技術の一部は、サギ類等にも活用可能であると考えられます。</p> <p>3. また、水産庁は、カワウ対策のためのドローン研修会(全国内水面漁業協同組合連合会主催)の開催を支援しており、こうした技術開発や研修会を通じて、内水面漁業者等によるカワウ被害対策においてドローン技術の実用化や導入が促進されるよう努めてまいります。</p> <p>【環境省】 サギ類の生息状況等については、環境省が実施している「モニタリングサイト1000(陸生鳥類調査、里地調査、シギ・チドリ類調査)」、「鳥類標識調査」及び「全国鳥類繁殖分布調査」において、各調査地から観察記録が報告されています。このうち、「全国鳥類繁殖分布調査」については、令和3年度中に、平成28年度～令和3年度の調査結果を公表する予定としています。</p> <p>サギ類やカモ類に関する防除対策については、各地域の生息状況や被害状況・原因等に応じた対策が取られているところであり、環境省においても、各地域で実施されている対策方法について情報提供をするなどの支援を行ってまいります。</p>	3年度と同文
3	<p>健全な内水面漁場を維持するため、カワウの食害など内水面漁業被害に対し、適切な対策が実施できるよう、漁業協同組合等が行う駆除や追い払いなどの支援事業と予算を充実させること。</p> <p>【農林水産省】 1. 水産庁では、カワウ等の食害による漁業被害の軽減・防止を図るため、「内水面水産資源被害対策事業」により、内水面漁業関係者が行う駆除や追い払い活動等に対して支援を行っています。</p> <p>2. 今年度においても、カワウの被害状況調査、駆除のための定額補助として約1.3億円を確保しており、今後とも被害対策への継続的な支援ができるよう必要な予算確保に努めてまいります。</p>	3年度と同文

IV 河川湖沼環境の保全及び啓発について

R3年度提案趣旨		R4年度提案への修正等
<p>平成9年に河川法が改正され、河川管理の目的として、治水・利水に加え河川環境(水質、景観、生態系等)の整備と保全が位置付けられ、また、平成28年5月には森林・林業基本計画が、更に平成29年4月には水産基本計画が見直され、漁場の環境保全に向けた施策が推進されております。しかし、現状では、良好な環境が維持されているとは言えない漁場が多くあり、内水面漁業振興のためには河川管理者と漁場を管理する漁業協同組合の連携強化をはじめとした河川湖沼の環境改善が不可欠です。</p> <p>また、啓発の面では、平成18年12月に教育基本法が改正され、教育の目標の一つに、「生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと」が明記されております。</p> <p>このような中、平成26年6月に「内水面漁業の振興に関する法律」が施行されましたが、同法には当連合会がこれまで行ってきた河川湖沼環境の保全に係る提案内容が、多く盛り込まれており、今後、関連施策の推進が必要となります。</p> <p>つきましては、下記の事項について提案いたします。</p>		3年度と同文
R3年度提案	回答、状況等	R4年度提案への修正等
1	<p>【国土交通省】</p> <p>河川管理者として、総合的な土砂管理、適正な維持流量の確保、多自然川づくり等の取組を引き続き進め、河川環境の保全に努めていく。</p> <p>また、<b>大型台風や集中豪雨など頻発化・激甚化する水災害を踏まえ</b>、治水計画を「過去の降雨実績に基づくもの」から「<b>気候変動による降雨量の増加などを考慮したもの</b>」に見直すとともに、堤防の整備等、治水対策の強化を進めていく。</p> <p>【農林水産省】</p> <p>1. 林野庁では、森林の有する水源涵養機能や土砂流出防止機能等の維持・増進を図るため、保安林制度等による伐採制限や土地の形質変更に対する規制措置を講じています。また、森林所有者等による間伐等を促進する森林整備や土砂の崩壊・流出や流木の発生を抑えるための治山施設の整備等を推進しているところです。</p> <p>2. 平成19年度からは、林野庁と水産庁が連携し、漁場の上流域等において広葉樹林の造成や間伐等を行う「漁場保全の森づくり事業」にも取り組んでいるところです。</p> <p>3. また、伐採後の確実な造林が確保されるよう、森林法において、市町村が策定する市町村森林整備計画に造林の方法などの規範を定めるとともに、森林所有者等に伐採前の届出や造林後の報告を義務づけており、これらの適切な運用がなされるよう指導等を行っているところです。</p> <p>4. 今後とも、これらの事業の推進や制度の適切な運用等により、森林の有する水源涵養機能の維持・増進及び土砂や流木の流出防止の対策に努めてまいります。</p>	3年度と同文
2	<p>【環境省】</p> <p>水生生物の保全については、<b>魚介類等の生息や産卵等の生育に対する直接的な影響を判断できる指標として設定された環境基準である底層溶存酸素量を、湖沼においても効果的に運用できるよう、検討を進めている</b>ところです。</p> <p>また、排水に対して事業者等が自主的に取り組む際の一つの手法として、生物応答試験を事業場排水等の水質評価に用いる手法について検討を行い、手法の特徴、留意点等を事業者等に向けた活用の手引きとして取りまとめ、HPに公表しています。</p> <p>(参考)生物を用いた水環境の評価・管理手法に関する検討会  <a href="http://www.env.go.jp/water/seibutsu/conf.html">http://www.env.go.jp/water/seibutsu/conf.html</a></p> <p>水生生物の保全については、今後も科学的知見などの集積に努め、必要な検討を行ってまいります。</p>	3年度と同文
3	<p>【国土交通省】</p> <p>河川内樹木については、河川管理上支障となる樹木の伐採に努めており、引き続き水産資源を含め、河川の環境面にも配慮して対応したい。</p>	<p>※番号7と統合し、次のとおり修正</p> <p>「漁場管理上支障を来している河川内樹木については伐採に努めるとともに、高齢者や障害者を含め、誰もが水辺にアクセスしやすい環境整備を行うこと。」</p> <p>修正理由:番号 3、7ともに河川の環境整備に関する提案であり、提案先も国交省のみのため、項目削減の観点から統合</p>

R3年度提案	回答、状況等	R4年度提案への修正等
<p>4 河川及び河川工作物の整備・改修及び災害復旧等にあたっては、魚類等の遡上や降下、産卵場や幼稚魚の育生場、捕食者からの隠れ場の確保など水生生物の生息に適した川づくりを実施するとともに、引き続き、魚道の整備や改善を行っていくこと。</p> <p>また、災害復旧、復興事業の実施にあたっては、漁業への影響が最小限になるように配慮すること。</p> <p>さらに、個々の工事の事業計画段階から水生生物の専門家や地元漁業協同組合が参画できるように配慮し、水生生物にとって最適な環境が保たれるよう維持管理の徹底を図ること。</p>	<p>【農林水産省】</p> <p>河川工作物の整備・改修等にあたり、魚類等の遡上や降下及び水生生物の生息に適した川づくりの実施について</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 土地改良事業により、頭首工等の河川工作物の整備・改修等を行う際には、土地改良法に定められた「環境との調和への配慮」を踏まえ、当該河川に生息する魚類等が遡上・降下できる魚道の整備を進めています。</li> <li>2. また、魚道が未整備、又は魚道が設置されているものの河川の流水による損傷や河床低下等により、魚類の遡上の障害となっている頭首工に対し、都道府県等が行う魚道整備等の支援を行っています。</li> <li>3. 今後とも、水生生物の生息に適した環境が保たれるよう関係者との意見交換を行いつつ、これらの取組を進めてまいります。</li> </ol> <p>【国土交通省】</p> <p>河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境等の保全、創出をするために、河川管理を行う多自然川づくりを推進している。また、災害復旧事業においても多自然川づくりの考えが反映されるよう、「美しい山河を守る災害復旧基本方針」の運用を図っている。</p> <p>魚道については、平成17年に内水面漁業関係者の協力も得て「魚がのぼりやすい川づくりの手引き」をとりまとめ、全国の河川で魚類の遡上・降下環境の一層の改善に取り組んできた。</p> <p>引き続き学識経験者や地域の関係者の意見も踏まえて多自然川づくりを通じて、生物の生息、生育、繁殖環境等の保全に努めたい。</p>	<p>3年度と同文</p>
<p>5 オオカナダモ、カワシオグサ等の異常繁殖は、河川湖沼の在来生態系へ脅威となるのみならず、内水面漁業の妨げになるなど重要な課題であるため、これらの異常繁殖の原因究明及び効果的な駆除・防除方法の開発とその異常繁殖防止に努めること。</p>	<p>【環境省】</p> <p>環境省においては、<b>特定外来生物に指定された種を中心に対応を行っているところ</b>です。<b>外来水草については、琵琶湖において、生態系被害を防止する観点から、地元自治体や協議会と連携し平成26年よりオオバナミズキンバイ及びナガエツルノケイトウ(特定外来生物)の防除事業を実施してきたところ</b>です。また、環境研究総合推進費によりオオバナミズキンバイの拡大防止策と効果的防除手法の開発にも取り組んできたところであり、これらの事業の成果について、他地域でも活用できるよう、将来的にはマニュアル等を取りまとめたいと考えております。</p> <p>【国土交通省】</p> <p>河川管理上必要と認められる場合においては、地元市町村や都道府県の環境部局等と連携し、外来生物等の防除対策に努めていく。</p>	<p>※次のとおり修正</p> <p>「オオカナダモ、ミズワタチビルケイソウ、カワシオグサ等の異常繁殖は、河川湖沼の在来生態系へ脅威となるのみならず、内水面漁業の妨げになるなど重要な課題であるため、これらの異常繁殖の原因究明及び効果的な駆除・防除方法の開発とその異常繁殖防止に努めること。」</p> <p>修正理由:ミズワタチビルケイソウはR2のアンケート調査において、オオカナダモに次ぐ13件の被害報告があることから、種名を追加する。</p>
<p>6 内水面は水産物を供給する場であるほか、憩いの場やレジャーの場であるなど多面的な機能を有している。その内水面を持続的に活用していくために、自然環境保全の大切さや、オオクチバス等の特定外来生物や国内外来種等、本来生息しない生物が漁業のみならず生態系に及ぼす影響について、各省庁間で情報共有しながら、多くの国民に対し積極的に啓発活動を展開していくこと。</p> <p>特に、児童生徒に対して、環境保全の必要性や外来魚問題等を啓発することが大切であるため、国が出先機関を經由するなどして河川・湖沼・ため池の管理者等に対し、現場において関係機関が密接に連携してより効果的な体験学習や学校教育を推進するよう働きかけること。</p>	<p>【農林水産省】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 水産庁では、「水産多面的機能発揮対策」により、河川清掃など環境保全活動のほか、多面的機能の理解・増進につなげるための児童生徒を対象とした自然体験学習等の取組に対して支援しています。</li> <li>2. また、同対策では、一般の方を対象としたシンポジウムを開催し、日本各地で実施されている環境保全活動の事例を紹介すること等により、水産多面的機能の重要性についての普及啓発に努めているところであり、引き続き、こうした取組を推進してまいります。</li> <li>3. なお、平成28年度から、地方公共団体に一定の費用負担を求めるとなり、内水面における活動組織数も平成27年度と比較して減少(H27:181→R2:100)していることから、地元都道府県又は市町村に対し、必要な予算が確保されるよう貴連合会からも働きかけをお願いします。</li> </ol> <p>【国土交通省】</p> <p>子ども達が河川について学べるよう、各種団体とも連携して「ミズベアソビガイド」などの冊子を作成している。また、各河川事務所において、水生生物調査や水質調査などの現地学習を実施し、これらを通じて環境教育を推進している。引き続き、子どもたちが河川で学ぶ機会を創出できるよう関係機関と連携しながら取組を進めていく。</p>	<p>3年度と同文</p>

R3年度提案	回答、状況等	R4年度提案への修正等
6	<p>【文科省】  前段：国民への周知・啓発活動に関して、文部科学省としては月2回発行している「マナビ・メールマガジン」を活用した情報提供のほか、都道府県・指定都市教育委員会の環境教育担当者に対して、適宜環境教育に関する情報を提供するなど、環境教育の推進に努めているところです。  今後とも「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（環境教育等推進法）」に基づき、関係省庁と連携して、環境教育の推進に取り組んでまいります。  後段：（体験活動について）  生命や自然を尊重する精神、環境保全に寄与する態度を養う観点から、児童生徒の自然体験活動は重要と考えております。  体験活動の具体的な内容については、それぞれの学校において、その実情に応じて計画・実施されているところですが、文部科学省としても、小・中・高等学校における2泊3日以上宿泊体験や、学校教育における農山漁村体験活動の取組に対する支援などを行い、自然体験活動の推進に努めています。  今後とも、関係省庁間で十分に情報共有や連携を図りながら、学校における自然体験活動を推進してまいります。</p> <p>（学校教育について）  小学校、中学校及び高等学校の学習指導要領においては、例えば、理科において、教科全体の内容の取扱いとして、「生命を尊重し、自然環境の保全に寄与する態度を養うようにすることや、「観察、実験、野外観察などの体験的な学習活動の充実に配慮する」旨を規定するとともに、総則においては、児童生徒が生命の有限性や自然の大切さ、主体的に挑戦してみることや多様な他者と協働することの重要性などを実感しながら理解することができるよう、各教科等の特質に応じた体験活動を重視し、家庭や地域社会と連携しつつ体系的・継続的に実施できるよう工夫することなどについても規定しています。</p> <p>【環境省】  外来種対策の主流化における学校教育の重要性については、平成27年に環境省・農林水産省・国土交通省で作成した外来種被害防止行動計画でも記載されており、これも踏まえ、平成29年に改訂された中学校学習指導要領においては、理科分野において、外来生物についても触れること等が盛り込まれているところです。  外来種問題に係る普及啓発については、チラシ等の配布やイベントへの参画、日本動物園水族館協会をはじめとする関係機関との連携等により取り組んでいるところです。引き続き、普及啓発の取組を推進してまいります。</p>	3年度と同文
7	<p>【国土交通省】  河川空間とまち空間が融合した良好な空間形成を目指すことを目的として「かわまちづくり」を推進しており、市町村、民間事業者及び地域の関係者と河川管理者の連携の下、水辺の整備・利用に係る取組を支援している。  「かわまちづくり」の取組では、地域の方々が水辺空間に親しみを持てるよう、河川管理用通路やスロープの整備を行っている例もあり、引き続き支援を行っていく。</p>	番号3と統合し、削除
8	<p>【国土交通省】  濁水の長期化が発生するダムについては、国土交通省所管のダムでは、対策設備の運用が必要な調査等を行ってきている。引き続き、地元関係者と協議し、適切に対応したい。  なお、貧酸素水放流やダムのヘドロの堆積による影響については、具体的な事例について当該ダムの管理者に相談してほしい。</p>	3年度と同文(番号変更 8→7)
9	<p>【農水省】  1. アユの生息状況等の調査については、内水面漁場・資源管理総合対策事業のうち「環境収容力推定手法開発事業」において実施しており、令和2年度から島根県にも参画いただき、アユ資源の減少要因解明と対策開発に取り組んでいるところ。今後とも、現場からのニーズ等を踏まえ、必要な調査体制が構築できるよう努めてまいります。</p> <p>2. なお、内水面漁場管理委員会には、漁業調整のために必要な事務を行うことや水産動植物の採捕及び増殖に関する事項を処理することが求められていることから、アユの漁場管理について、同委員会が主体となって都道府県や漁協等と情報を共有し、連携して管理の在り方を検討することは、有益であり、アユ資源の有効かつ効率的な活用資すると考えているところです。</p>	3年度と同文(番号変更 9→8)

V 放射性物質による汚染対策について

R3年度提案趣旨		R4年度提案趣旨への修正等
<p>「内水面漁業の振興に関する法律」が平成26年6月に施行され、平成23年の原子力事故による被害等への対策について、当分の間、国等の講ずべき事項が附則として記載されました。</p> <p>当該原子力事故により放射性物質による汚染が広範囲に広がっており、人の生活、食品、水生生物の生息環境など様々な分野に悪影響を及ぼしております。</p> <p>淡水魚については、基準値を超える放射性セシウムが検出された魚種が一部地域において確認され、国による出荷制限、県による採捕自粛要請が出されています。</p> <p>特に、出荷制限を受けている河川湖沼では、長期に渡って、漁業、遊漁が規制されることから漁協経営に大きな影響を受けており、放射線量の低下による制限の解除が望まれるところですが、いつになるか目処が立たない状況です。</p> <p>また、食の安全・安心のためにも、淡水魚の放射性物質による汚染への対策を確実に実行する必要があります。</p> <p>つきましては、下記の事項について提案いたします。</p>		3年度と同文
R3年度提案	回答、状況等	R4年度提案への修正等
1 淡水魚及び河川湖沼環境中の放射線量調査を広域かつ詳細に行うことはもとより、内水面漁業対象種等には淡水域と海域を往来する生物も多いため、鑑み海域も含めて、放射性物質による汚染の実態を長期的に把握すること。	<p>【農水省】</p> <p>1. 水産庁では、福島第一原子力発電所の事故直後から淡水域、海域ともに水産物の放射性物質検査を実施しているところ。検査結果については、水産庁のホームページに掲載し、正確な情報提供に努めている。</p> <p>2. 今後とも、関係自治体等と連携し、放射性物質による汚染の実態把握と安全な水産物の供給に万全を期してまいらる所存。</p> <p>【環境省】</p> <p>東京電力福島第一原発事故に係るきめ細かな放射線モニタリングを確実に、かつ計画的に実施するため、政府により総合モニタリング計画が策定され、これに沿って関係省庁等が連携してモニタリングを実施し、公表しています。</p> <p>環境省では、河川、湖沼及び海域等について、平成23年9月からモニタリングを実施しており、令和3年度においても、当該モニタリングを継続して実施していきます。</p> <p>野生動植物については、ICRP(国際放射線防護委員会)が定める考え方に従い、淡水魚類ではメダカについて調査を実施しており、令和2年度の調査では、繁殖成功率の低下等の可能性が否定できない程度の数値が得られましたが、本評価はより大きな影響が生じる条件を設定して計算した保守的な推定を行ったものであり、実際にこのような影響が生じていることを示すものではありません。</p>	3年度と同文
2 陸上への降雨や、住宅等の除染によって、放射性物質が河川湖沼に流入することによる影響を把握すること。	<p>【環境省】</p> <p>放射性物質汚染対処特別措置法※1に基づく除染作業の実施に当たっては、除染関係ガイドライン※2に従い、除染に伴う飛散・流出等の汚染の拡大を防ぐための措置を行います。</p> <p>環境省では、福島県及び周辺都県の河川、湖沼等について、平成23年9月から継続的に放射性物質モニタリングを実施しており、その結果については環境省ホームページ※3で公表しています。</p> <p>令和元年度の放射性物質濃度の状況は、水質については、湖沼の数地点で放射性セシウムが検出された他は、ほとんどの地点で不検出(下限値:1Bq/L)でした。</p> <p>底質については、河川では東京電力福島第一原子力発電所(以下「福島第一原発」という。)近くなど、一部限られた地点において比較的高い値が見られる他は、経年的に、ほとんどの地点が減少傾向で推移しています。湖沼でも、福島第一原発近くなど、一部限られた地点で比較的高い値が見られる他は、おおむね減少傾向又は横ばいで推移しています。</p> <p>※1 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法(平成23年法律第110号)</p> <p>※2 環境省策定(平成25年第2版 平成30年3月追補)</p> <p>※3 令和元年度 水環境における放射性物質のモニタリング結果について  <a href="https://www.env.go.jp/press/109477.html">https://www.env.go.jp/press/109477.html</a></p>	<p>※次のとおり修正</p> <p>「陸上への降雨等によって、放射性物質が河川湖沼に流入することによる影響を把握すること。」</p> <p>修正理由:降雨等による放射性物質流入の影響は内水面漁業において引き続き懸念される課題であるが、住宅等の除染については、H30の環境省回答に面的除染は帰還困難区域を除き終了したとあり、今後除染による影響は少なくなるものと思われるため。</p>
3 河川湖沼環境中の放射性物質については、基本的に除染をしない方針が示されたが、漁業の再開には除染対策の実施が必須であることから、有効な除染対策を検討し、実施すること。	<p>【環境省】</p> <p>河川・湖沼については、一般的には、水の遮へい効果があり、周辺の空間線量への寄与が極めて小さいことから、放射性物質汚染対処特別措置法に基づく除染の対象としておりません。当方針についてご理解いただければと思います。</p>	3年度と同文

<p>4 淡水魚の魚体内に放射性物質が蓄積するメカニズムと低減に関するプロセスを解明するとともに、漁業の早期再開に向けた道筋や対策を積極的かつ早急に検討すること。</p>	<p>【農水省】</p> <p>1. 既往の知見として、淡水魚は、体内の塩類を保持しようとする機能が働くことから、海水魚よりも放射性セシウムを排出しにくいことが分かっている。</p> <p>2. さらに、国立研究開発法人水産研究・教育機構が行った淡水魚が汚染されるメカニズムに関する研究によれば、</p> <p>① 魚の筋肉の放射性セシウム濃度は餌の濃度以上には上がらないこと</p> <p>② 魚に取り込まれた放射性セシウムは非汚染環境下で飼育することで速やかに排出されること</p> <p>③ 河川では放射性物質が滞留しにくいいため、魚類の濃度は概ね低下傾向にあるが、空間線量が高い渓流域では、周辺陸域からの影響を受け、比較的高濃度の魚類が確認されていることが明らかとなった。</p> <p>また、</p> <p>④ 湖沼では、放射性物質が滞留しやすいため、現在においても環境中に存在する放射性物質の影響を受けており、魚類の汚染が継続していると推測された。</p> <p>3. 引き続き、水産物における放射性物質の移行と排出機構の解明について、同機構において研究を行うとともに、漁業再開に向けて、出荷制限の解除が進むよう関係自治体等とよく相談してまいりたい。</p>	<p>3年度と同文</p>
---	---	---------------



VI ウナギの資源回復について

R3年度提案趣旨		R4年度提案趣旨への修正等
<p>内水面の重要な漁業資源であるニホンウナギについては、近年漁獲量が減少しており、国際自然保護連合(IUCN)の絶滅危惧種に指定されるなど、資源水準の極端な低下が指摘されております。</p> <p>ニホンウナギの生態は、その多くが未だ明らかとなっておらず、効果的な資源管理・増殖手法が確立されていないのが現状です。</p> <p>このような中、「内水面漁業の振興に関する法律」が平成26年6月に施行され、内水面水産資源の増殖及び養殖の推進等について、国等の講ずべき事項が明記されました。更に、同法により、うなぎ養殖業者の許可制の導入や、管理団体の設立など全国的な資源管理の取組みが進められているところです。</p> <p>また、本連合会においても平成29年5月に「ウナギの資源管理に係る取組方針」を策定し、平成30年7月3日に全国内水面漁業協同組合連合会と下りウナギ保護に係る共同決議を水産庁長官に報告しました。</p> <p>内水面漁業協同組合がニホンウナギ資源の維持増大のため、種苗放流等の増殖行為に取り組んでおりますが、近年のシラスウナギの不漁は放流事業に深刻な影響を与えております。</p> <p>放流用種苗の確保のため、人工種苗生産技術への期待が高まっておりますが、平成22年に水産総合研究センターが完全養殖に成功しているものの未だ大量生産技術の実用化には至っておらず、依然として天然由来の種苗に頼らざるを得ない状況であります。</p> <p>つきましては、下記の事項について提案いたします。</p>		<p>3年度と同文</p>
R3年度提案	回答、状況等	R4年度提案趣旨への修正等
<p>1 ニホンウナギ資源の回復を図るため、関係諸国、各都道府県及び関係団体等と連携した資源管理体制を機能させ、一層推進していくこと。</p>	<p>【農水省】</p> <p>1. 平成22年漁期から平成24年漁期まで3期連続してシラスウナギが不漁となり、養殖池への池入れ量が大きく減少したことから、水産庁では平成24年6月に、うなぎ養殖業者向け支援やウナギ資源の管理・保護対策等を内容とする「ウナギ緊急対策」を定めています。</p> <p>2. これを契機として、 ①国際的な資源管理の取組みとして、平成24年から実施しているウナギ類の国際的資源保護・管理に係る非公式協議の枠組みにおいて、中国、韓国及び台湾等と、ともにウナギ種苗の池入れ量の制限に取り組むとともに、 ② 国内においては、シラスウナギ採捕、親ウナギ漁業及びウナギ養殖業に係る資源管理を三位一体として進めることにより、ウナギの資源管理を推進しているところであります。</p> <p>3. 今後とも、国内外の取組を両輪としてニホンウナギの資源管理の取組を進め、資源の回復に努めてまいります。</p> <p>4. なお、貴連合会におかれても、平成29年の総会において、「ウナギの資源管理に係る取組方針」を決議され、資源管理を積極的に推進する方向性を打ち出されており、さらに平成30年には、全国内水面漁業協同組合連合会と連携し、全都道府県の内水面で、産卵に向かう下りウナギの保護に取り組む旨の共同決議をされております。当該取組については、自主的な取組を含め現在26都県で実施されているところであり、徐々に増加してきてはいるが、全国的な取組となるよう貴連合会の一層のご協力・後押しをお願いします。</p>	<p>3年度と同文</p>
<p>2 シラスウナギは県域を越えて広く流通するため、国主導によるシラスウナギの流通の透明化を推進すること。 また、漁業法の改正により罰則が大幅に強化されたところであるが、組織化及び広域化するシラスウナギ違法採捕に対処するため、国主導で取組関係機関の連携体制を充実させていただき、実効性のある組織横断的な取組により、資源管理を一層推進すること。</p>	<p>【農水省】</p> <p>1. シラスウナギを採捕するための特別採捕許可については、採捕者に対して、シラスウナギの採捕数量と出荷先毎の出荷数量の定期的な報告の義務付け、さらには出荷先をあらかじめ指定する場合の当該出荷先に出荷することの義務付けを都道府県に対し助言してきたところであります。</p> <p>2. また、採捕数量の報告の徹底を図るため、正しく報告をしなかったものに対して翌年漁期の許可を行わない等の処分強化や未報告を発生させる要因の再点検等についても検討をお願いし取組を強化しているところであります。</p> <p>3. 加えて、効果的な密漁対策が講じられるよう、正規の再捕者とそれ以外の者を区別するための写真付き証明書の発行や、フツペンや帽子など現場で確認できるものの着用の義務化なども求めているところであります。</p> <p>4. なお、令和元年度から令和3年度までの3か年計画で、シラスウナギ採捕からウナギ養殖業者の池入れまでをトレースする手法を確立するための事業を実施しているところであります。</p> <p>5. 今後とも、流通の透明化に向けて、これらの対策の浸透を図り、シラスウナギ流通の問題点の改善を図ってまいります。</p> <p>6. また、昨年12月に施行された改正漁業法において密漁防止のための罰則が大幅に強化され、特定水産動植物については、許可等に基づく採捕を行う場合を除き採捕が禁止され、これに違反した者に対する罰則は、3年以下の懲役又は3,000万円以下の罰金とされました。 シラスウナギについては、今般、特定水産動植物に指定され令和5年12月から罰則が適用されることとなり、この間に関係都府県において現在の特別採捕許可から知事許可漁業に移行されることとなっております。知事許可漁業に伴う各都府県の対応について関係者との調整等が必要となることから内水面漁場管理委員会としても適切な対応を願います。</p> <p>7. 密漁防止対策につきましては、各都府県、海上保安庁、警察庁、水産庁等の関係機関が漁関係業者等と連携することが効果的であることから、関係者が連携し、情報共有、漁業者による監視、パトロール等の密漁対策への支援等を行うことにより密漁対策の総合的な推進に努めてまいります。</p>	<p>3年度と同文</p>

3	<p>来遊するシラスウナギを含めてニホンウナギの生理・生態等に関する調査研究を一層推進し、ニホンウナギに好適な生息環境の保全及び回復を図るとともに、適正な放流手法の確立に取り組むこと。</p>	<p>【国土交通省】      全ての川づくりに共通して、多自然川づくりを推進し、河川の連続性を確保するため、魚類の遡上、降下環境の一層の改善に取り組んでいる。      引き続き、ニホンウナギを含む生物の生息環境の保全及び回復に資する水際環境の改善、河川の連続性の確保等について、取り組んでいきたい。</p> <p>【農水省】      1. 水産庁では、従来よりウナギの生息状況や生態等の調査のほか、効果的な放流方法の検討等を行っており、令和2年度からは「資源回復のための種苗育成・放流手法検討事業」により、産卵回遊に向かうニホンウナギの実態把握等の調査を実施しているところです。</p> <p>2. また、ウナギの生息環境改善のため、平成28年度から、「鰻生息環境改善支援事業」により、内水面漁業者が行う石倉増殖礁等の設置の取組に対して支援している。本事業では、令和2年度末までに、16府県31河川において石倉増殖礁を設置しており、令和3年度においても現在のところ、12河川での設置を進めているところです。</p> <p>3. 今後とも、関係者と連携しつつ効果的な対策の推進に努めてまいります。</p>	3年度と同文
4	<p>シラスウナギの大量生産技術の実用化に向けた取り組みを一層推進していくこと。</p>	<p>【農水省】      1. ウナギ養殖の種苗は全量を天然資源に依存する状況であり、種苗供給が不安定な状況にあるため、人工種苗の量産化が喫緊の課題となっている。</p> <p>2. 平成22年に独立行政法人水産総合研究センター（現国立研究開発法人水産研究・教育機構）が世界で初めて完全養殖に成功し、平成28年には計画的な採卵と年間数千尾のシラスウナギの生産が可能となる等の成果が得られたところ。</p> <p>3. 一方で、シラスウナギに養殖するまでに長期間を要する、自動給餌システムのコストが高い、仔魚飼育技術の再現性の検証など量産化までには多くの課題が存在している。</p> <p>4. このため、仔魚期間短縮に向けた育種の実施、高成長・高生残率をもたらす飼料の改良、飼育施設や自動給餌システムの改良、複数の機関での仔魚飼育技術の再現性の検証などについて、水産研究・教育機構を中心に産学官の連携により取り組むこととしており、令和3年度予算において、「ウナギ種苗の商業化に向けた大量生産システムの実証事業」として3億6千万円を計上しているところ。</p>	3年度と同文

Ⅶ 内水面漁場管理委員会制度の堅持について

R3年度提案趣旨		R4年度提案趣旨への修正等
<p>内水面漁場管理委員会は、地方自治法及び漁業法に基づいて設置された行政委員会であり、漁業権や水産動植物の採捕及び増殖に関する事項並びに水産資源の保護に関する事項等幅広い業務を担い、漁業制度の円滑な運営を確保してきました。</p> <p>近年、内水面漁業を取り巻く問題は、外来魚、魚病、鳥類による食害、環境保全、放射性物質による汚染対策等、複雑化・多様化しています。このような中、平成26年度には「内水面漁業の振興に関する法律」が制定され、内水面漁業の振興においては関係者相互間の連携協力体制の整備の重要性が明記されました。また、70年ぶりに改正された「漁業法」においては、現行の委員会制度が維持されるとともに、内水面が有する多面的機能の発揮などの新たな項目が追加され、諸問題に的確に対応してきた内水面漁場管理委員会の果たすべき役割はますます重要となっています。</p> <p>一方、漁業調整委員会等交付金は、過去の三位一体改革により一部が税源移譲されましたが、内水面漁場管理委員会が、前述の諸問題に適切に対処していくためには、安定した財政基盤の裏付けが必須です。つきましては、下記の事項について提案いたします。</p>		3年度と同文
R3年度提案	回答、状況等	R4年度提案趣旨への修正等
1 内水面漁場における漁業調整機構として、多年にわたり調整問題を解決してきた内水面漁場管理委員会制度を堅持すること。	<p>【農水省】</p> <p>1. 内水面漁場管理委員会は、漁業法の下で漁業権の免許や都道府県内水面漁業調整規則の策定を始め、内水面における漁業に関する事項について広範にわたって処理する重要な機関であります。</p> <p>2. 昨年12月に施行された改正漁業法においても、資源管理の強化や水域の有効活用を図っていく中で、内水面漁場管理委員会の役割はさらに重要性を増すものと認識しており、引き続きこの役割・機能を発揮していけるよう、制度が維持されたところです。</p> <p>また、内水面漁場管理委員会の運営に必要な漁業調整委員会等交付金についても、引き続き、確保に努めてまいります。</p>	3年度と同文
2 独立の行政委員会として都道府県財政に左右されず適正な法令事務を遂行するため、内水面漁場管理委員会への交付金の維持・確保を図ること。		3年度と同文